

○岡山県警察職員及びその家族のための警務部監察課直通相談電話(OP監察ホットライン) 取扱要領の制定について(通達)

(平成26年3月25日岡監第179号)

(概要)

岡山県警察の職員(以下「職員」という。)及びその家族(以下「職員等」という。)の各種の困りごと、悩みごと等の相談窓口を明確にし、組織的に対応することで迅速・的確な解決を図り、もって職員に係る非違事案の未然防止に資することを目的として、

- 対象となる相談等
- 相談電話の設置所属等
- 対応上の責務
- 運用上の留意事項等

の取扱要領を制定した。